

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年4月15日(2021.4.15)

【公表番号】特表2020-517731(P2020-517731A)

【公表日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【年通号数】公開・登録公報2020-024

【出願番号】特願2019-559073(P2019-559073)

【国際特許分類】

A 6 1 K 38/05 (2006.01)

A 6 1 P 25/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/385 (2006.01)

A 6 1 K 31/661 (2006.01)

C 0 7 D 339/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 38/05

A 6 1 P 25/00

A 6 1 K 31/385

A 6 1 K 31/661

C 0 7 D 339/04

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月3日(2021.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

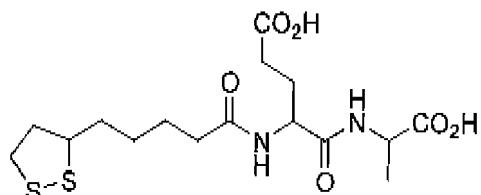
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外傷性脳傷害の治療および/または予防を必要とする被験体において外傷性脳傷害を治療および/または予防するための医薬組成物であって、以下の構造式：

【化1】



の化合物またはその薬学的に許容可能な塩もしくはプロドラッグを含む、医薬組成物。

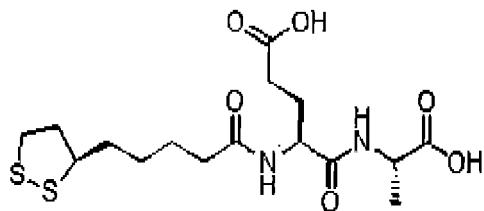
【請求項2】

該化合物が、(R)-リポイル化合物であり、実質的に純粋である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

該化合物が、

【化2】



またはその薬学的に許容可能な塩もしくはプロドラッグである、請求項1または2記載の医薬組成物。

【請求項4】

外傷性脳傷害により引き起こされる神経変性損傷を治療するための、請求項1～3いずれか一項記載の医薬組成物。

【請求項5】

神経変性損傷が、脳の海馬領域に影響を及ぼす、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項6】

脳の海馬領域に対する神経変性損傷が、学習および記憶に関連する認知機能に影響を及ぼす、請求項5記載の医薬組成物。

【請求項7】

神経変性損傷が、感覚運動機能に影響を及ぼす、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項8】

神経変性損傷が、局所性(focal)またはびまん性外傷性脳傷害に関連する、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項9】

神経変性損傷が、一次的な病変の部位以外の部位での二次的な損傷である、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項10】

外傷性脳傷害後の機能的結果を向上するための、請求項1～3いずれか記載の医薬組成物。

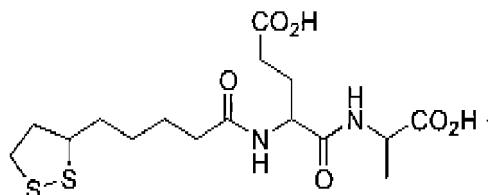
【請求項11】

機能的結果が、被験体における認知、行動または感覚運動の機能に関連する、請求項10記載の医薬組成物。

【請求項12】

外傷性脳傷害の治療および/または予防に使用するための化合物であって、以下の構造式：

【化3】

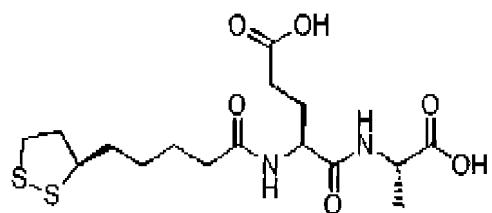


で表される化合物またはその薬学的に許容可能な塩もしくはプロドラッグである、化合物。

【請求項13】

該化合物が、以下の構造式：

【化4】

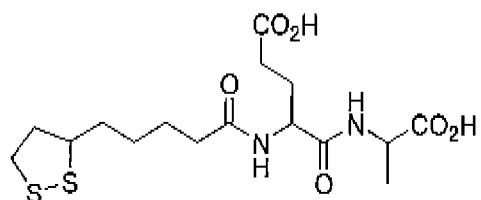


で表される化合物またはその薬学的に許容可能な塩もしくはプロドラッグである、請求項12記載の化合物。

【請求項14】

外傷性脳傷害を治療および/または予防するための医薬の製造における化合物の使用であって、該化合物が、以下の構造式：

【化5】

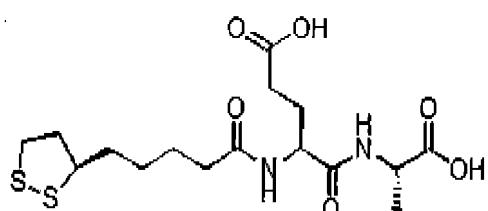


で表される化合物またはその薬学的に許容可能な塩もしくはプロドラッグである、使用。

【請求項15】

該化合物が、以下の構造式：

【化6】



で表される化合物またはその薬学的に許容可能な塩もしくはプロドラッグである、請求項14記載の使用。